

尾張旭市監査公表第6号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年2月9日付け7福第1313号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義 浩

尾張旭市監査委員 市原 誠 二

健康福祉部地域福祉課

監査の指摘事項	措置状況
<p>本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、生活保護システム保守業務及び生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用に係る契約について、随意契約の公表が行われていなかった。</p> <p>公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p> <p>なお、同課における随意契約の公表は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。</p>	<p>指摘事項については、総務課へ公表用資料を送付し、令和7年10月14日にホームページに掲載した。</p> <p>また、再発防止に向けて、契約伺いに「契約後に総務課へ随意契約の公表用資料を送付する」旨を記載すること、担当職員が総務課に公表の依頼後、係長がメールの送信履歴を確認し、契約伺いに確認印を押すこと、市ホームページで公表内容が公開されていることを確認することとし、課内で周知徹底を図り、事務処理に漏れがないようチェックリストを作成した。</p>
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、介護給付・訓練等給付費返還金に</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、前年度からの繰越し分については、年度の初日に調定を行うよう事務手順を確認した。</p>

<p>ついて、調定を決議することなく、令和7年4月14日に納入の通知をしていた（調定を決議したのは、同月15日。）。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	
<p>契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。</p> <p>しかしながら、生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用及び生活保護ケースワークAI支援サービス「WAISE」サービス利用に係る契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>また、何ら検討することなしに契約保証金を免除していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、契約規則で定められている契約書の記載事項について確認し、契約保証金の事項を記載することとする。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえて来年度の契約書を作成準備し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。</p>
<p>同課は、日常生活支援券支給事業について、物価高騰の影響が特に大きい低所得の障害者に対し支給額を上乗せし使用できる期間を延長することとし、令和7年5月30日付けで実施伺いを起案し、その事務を進めていた。しかしながら、当該延長についての要綱改正は、同年7月30日付けで起案し、同年8月18日付けで決裁し、施行していた。</p> <p>事務処理を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。また、再発防止に向けて同様の上乗せ等要綱改正が必要となる際は、適切なタイミングで事務処理するよう本件について記録を作成し、事務処理漏れがないようにした。</p>
<p>契約規則第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。</p> <p>同課は、手話奉仕員養成講座開催事業委託及び障害福祉業務総合支援ソフト貸借の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除していた。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、契約書を作成する際には、契約規則を必ず参照し、契約保証金の免除規定を確認することとする。なお、契約規則第32条第8号を適用する場合、その理由を伺うこととする。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえて来年度の契約伺いを作成準備し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。</p>

<p>契約事務を適切に実施されたい。</p> <p>契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>同課は、障がい者世帯実態調査委託業務契約（契約金額1,000,000円。契約の相手方は、市内の民生委員により構成される団体。）に係る契約保証金の免除について、同条第6号（随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとして決裁を受けていたにもかかわらず、実際は同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとし、契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。再発防止に向け、契約書を作成する際には、契約規則を必ず参照し、契約保証金の免除規定を確認することとする。また、再発防止のため、今回の指摘を踏まえて来年度の契約伺いを作成準備し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。また、決裁用と交付用、2種類のファイルを作成していたことから今回の誤りが生じていたため、今後は不必要なファイルを作成しないよう課内に指導を行った。</p>
<p>障害者福祉システム保守業務における特定個人情報取扱特記事項に、責任者及び業務従事者へ周知すべき規定として、既に廃止されている尾張旭市個人情報保護条例を掲げていた。</p> <p>契約書を締結する際は、記載している事項に誤りや現状に即していないものがないか確認することを徹底されたい。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。また、再発防止のため、今回の指摘を踏まえて来年度の契約関係文書を最新のもので作成準備し、担当者が異動しても正しく引き継がれるようにした。</p>
<p>同課では、瀬戸保護区保護司会尾張旭分区からの、令和7年4月18日付けの補助金交付申請に係り、同月30日付けで補助金（30,000円）の交付を決定している。</p> <p>申請時に提出された収支予算書によると、187,341円もの前年度繰越金があるにもかかわらず、同年5月1日付けの請求を受け、補助金30,000円全額を前払いしていた。市補助金に対する前年度繰越金の比率は624.5%となっていることから、この前払いに係り、同分区の資</p>	<p>瀬戸保護区保護司会尾張旭分区への補助金の交付は、原則実績報告後、額を確定し、請求に基づき交付することとする。</p> <p>なお、特別な事情により、前払いが必要な場合は、事業実施計画等の状況を審査し、判断することとする。</p>

<p>金計画等の審査の状況を尋ねたが、「保護司会はボランティアであり、収入が見込まれないため」とするのみであった。この点、前払いに係る同課の審査が形式的になっていると言わざるを得ない。</p> <p>補助金等交付事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>同課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、新たに受け入れた郵便切手はなかったものの、使用数に比べて過年度から繰り越している在庫数が多い状況であった。これは、かつて、使用予定枚数に比して、過大な枚数を購入し、受け入れたことによるものと考えられる。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>切手を購入する際は、当該年度の使用予定枚数を調査した上で、必要な数量を購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とする。</p>
<p>同課は、資料送付等に用いるため、郵便切手（1円、2円、10円、26円、30円、84円）並びにレターパックライト（430円）及びレターパックプラス（520円）を管理・使用している。そこで、その保管状況を確認したところ、出納簿を備え、毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受払簿に確認印を押印するなど、適切な管理に努めるようにしてはいたが、レターパックプラス（520円、在庫3枚）については、出納簿を備えていなかった。</p> <p>また、郵便切手については、手提げ金庫に格納し厳重に保管していたものの、レターパックライト及びレターパックプラスについては、事務室内書庫にて施錠もしないまま保管していた。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>レターパックプラス（520円、在庫3枚）は、出納簿により、管理し、レターパックライト及びレターパックプラスの管理場所は、鍵付きのキャビネット内に保管することとした。</p>